

高山 佳奈子
京都大学大学院法学研究科教授

ネットワーク利用犯罪への国際刑事法的対応

本研究では、刑事実体法および刑事手続法の総論的な問題として、刑事規制の国際的な調和と刑事手続における国際協力を進めていった場合に生じる、各国法の食い違い、および、複数国の刑罰権の競合について検討を加えた。また、各論的な問題として、伝統的な犯罪の手口としてインターネットが用いられる場合の規制、インターネット上の表現に対する規制、および、ネットワークを利用して計画・実現される国際的な組織的犯罪のを検討の対象とした。国際社会において、犯罪として処罰すべきだと考えられる行為については、国際条約などで一致した対応をリードして各国の刑事立法を促進していくべきである。しかし、それと同時に、インターネット上の性的表現の規制のように、従来、国によって実体法的規制内容に相違のあった対象について、国際的に一律の対応をすることは困難だともいえる。各国の伝統・文化の相違を否認しないのであれば、ここでは、実体法上の規制のあり方としては、世界的に処罰が不可欠だといえる核心的な犯罪についてのみ、統一的な対応がまず図られるべきことになる。この類型では、いずれかの国において刑事訴追を実現すべきだとする「引渡しか訴追か」の原則の遵守が求められる。反対に、国の法文化により規制に相違の認められる類型においては、文化的な独自性をある程度尊重する必要があり、外国人の刑の減輕などが考慮されるべきである。手続における国際協力でも、外国の判断をそのまま最終的な結論とする「出自国原則」をそのまま採用することには問題があり、むしろ、両方の国での見解の一致を国際協力の前提とする「双方可罰性」の原則を維持すべきだと考えられる。

研究成果

文化葛藤と刑罰目的論

刑法雑誌 46 巻 2 号 P247-257 2007

Rechtsangleichung: Grundlagen, Methoden und Inhalte

de Gruyter 全 651 頁 2006

鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集下巻

成文堂 全 834 頁 2007

European Law and National Criminal Legislation

Faculty of Law Edition Center, Prague 2007